

# 中核的労働要求事項方針声明

## 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用しない。最低就労年齢に達していることを雇用時などに確認する。18歳未満の作業員は、深夜残業や時間外労働を含む、健康と安全を危険にさらす業務をさせない。

## 強制的な労働の禁止

全ての従業員をその自由意志において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。強制労働、債務労働、奴隷労働、非自主的囚人労働を用いない。

雇用の条件として、従業員は、金銭、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証などの引渡の義務付けをしない。(金銭には、保険金や過剰な採用費を徴収することを含む。)従業員には雇用に先立って、文書で雇用条件を通知する。

## 雇用及び職業における差別の撤廃

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。職場から、ハラスメントや違法な差別を撤廃しなければならない。募集・採用・業務付与・昇進・賃金・教育訓練・懲罰・解雇など求人・雇用面で、人種・肌の色・年齢・性別・性的指向・性同一性・民族・国籍・疾病・障害・妊娠・宗教・信条・社会的身分・結婚歴などの要素によって、応募者・従業員を差別しない。応募者・従業員に対して、差別的な目的で使われうる健康診断などを実施しない。

## 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、抗議行動に加わる自由などに配慮する。

邨田印刷紙器株式会社  
代表取締役 村田治彦